

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消防総括共通
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局総務部庶務課
保有個人情報等管理責任者	消防局総務部庶務課長、消防局内の各課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	消防全般に関する照会及び情報公開に対し回答書の作成のため
記 録 項 目	1氏名、2住所、3性別、4親族、5続柄、6職業、7職位
記 録 範 囲	消防職員、関係市民
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1,000人
記録情報の収集方法	本人(直接・申請書等) 本人以外(本人同意)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	被災者及び負傷者自身が開示請求をすることがあるため 照会については、警察が行う捜査等に関する照会があるため
記録情報の経常的提供先	ー
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局各課(川崎区南町20-7)、臨港消防署(川崎区池上新町3-1-5)、川崎消防署(川崎区南町20-7)、幸消防署(幸区戸手2-12-1)、中原消防署(中原区新丸子東3-1175-1)、高津消防署(高津区二子5-14-5)、宮前消防署(宮前区宮前平2-20-4)、多摩消防署(多摩区枳形2-6-1)、麻生消防署(麻生区万福寺1-5-4)、消防局警防部航空隊(東京都江東区新木場4-7-53) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局総務部庶務課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20-7
行政機関等匿名加工情報の概要	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	災害活動
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部警防課
保有個人情報等管理責任者	消防局警防部警防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	川崎市消防局警防規程等に基づいた災害活動に関する情報を管理するため
記録項目	1整理番号、2災害種別、3出場種別、4管轄署、5覚知情報、6発生場所、7業態・用途、8責任者情報、9発生時分、10災害時系列、11通報情報、12気象状況、13被害情報、14備考・特記事項、15現場到着時状況、16焼損程度、17活動状況、18原因等、19初期消火情報、20死傷者情報、21出場隊情報 22り災情報、23案内図、24配置図、25状況図
記録範囲	災害発生等に係る関係者、市民及び消防職員
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	3, 600人
記録情報の収集方法	随時現場にて収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	災害状況を把握するため
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局警防部警防課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4)、消防局警防部航空隊(東京都江東区新木場4－7－53) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局警防部警防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	水利台帳
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部警防課
保有個人情報等管理責任者	消防局警防部警防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	川崎市消防局水利規程に基づいた市域の消防水利維持管理のため
記録項目	1公私別、2整理番号、3所在地情報、4設置状況、5標識情報、6巡回・点検情報、7位置図、8設置状況写真
記録範囲	消防水利の最寄居住者(市民等)
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	25, 800人
記録情報の収集方法	随時、現場確認等により収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局警防部警防課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枋形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局警防部警防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	開発行為
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部警防課
保有個人情報等管理責任者	消防局警防部警防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	川崎市宅地開発指針に基づいた市域の開発行為等に関する指導をするため
記録項目	1対象事業者情報、2事業区分、3対象事業名称、4対象事業区域位置、5対象事業区域地目別面積、6土地利用規制に関する情報、7土地利用計画、8建築物概要、9設計者情報、10備考、11環境影響評価対象事業者情報、12都市計画法32条協議内容、13川崎市総合調整条例19条協議内容、20案内図、21配置図、22平面図、23立面図、24断面図、25公図、26造成計画図
記録範囲	開発行為等の申請者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	6, 400人
記録情報の収集方法	随時、本人から収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局警防部警防課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局警防部警防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	救助活動報告
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部警防課
保有個人情報等管理責任者	消防局警防部警防課長、航空隊長及び各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	川崎市消防局警防規程等に基づいた救助活動に関する情報を管理するため
記録項目	1事故種別、2出場種別、3管轄署、4覚知情報、5発生場所情報、6活動時系列、7責任者情報、8通報情報、9気象情報、10被災情報、11発生経過、12現場到着時状況、13被救助者情報、14使用資機材、15救助協力者情報、16応急処置状況、17応援情報、18特記事項、19現場指揮者・担当者情報、20救助活動方針、21救助活動状況、22二次災害発生防止措置、23出場隊情報、24案内図、25状況図
記録範囲	災害に係る責任者及び関係者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	12, 000人
記録情報の収集方法	災害現場での本人及び関係者からの聴取
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	災害時等の被害の状況等を正確に把握するため、また、被災者等に対する支援等を適切に行うに当たり、災害等発生前又は災害等発生後に病歴等の要配慮個人情報を保有することが必要なため。
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局警防部救急課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局警防部警防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	救急管理
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部救急課
保有個人情報等管理責任者	消防局警防部救急課長及び各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	川崎市救急業務実施規程に基づいた救急活動に関連する業務の実施とその検証を行う
記録項目	別紙参照
記録範囲	救急を要請した市民等、医師、職員
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1, 750, 000人
記録情報の収集方法	本人から直接聴取、本人からの申請書の提出 本人以外は法令、本人同意、緊急
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	障害等、病歴、受診歴（救急活動をする上で傷病者の容態把握、病院選定時の伝達及び医師への申し送りを行う等、業務に必要な情報であるため）
記録情報の経常的提供先	－
	(名称及び所在地) 消防局警防部救急課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。)。 (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局警防部救急課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

記 録 項 目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6本籍、7親族、8続柄、9職業、10職位、11団体加入、12暮し向き、13公的扶助、14電話番号、15覚知日時、16出場日時、17現場到着日時、18患者接触日時、19車内収容日時、20現場出発日時、21病院着日時、22医師引渡日時、23病院発日時、24帰署日時、25発生場所、26傷病者事故種別、27通報者情報、28通報内容、29活動状況及び参考事項、30接触時情報、31傷病名、32搬送体位、33受傷部位、34診療科目、35傷病程度、36緊急度、37入通院の別、38事故原因、39閉そく性疾患、40公害病認定、41接触時現場状況、42接触時主訴または主症状、43通院中病院、44既往症、45ADL、46SpO2、47接触時体位、48意識、49顔貌、50呼吸、51脈拍、52血圧、53体温、54眼瞼結膜、55瞳孔、56心電図、57血糖測定、58その他観察、59応急処置時間、60応急処置内容、61使用資機材、62転院搬送元医療機関、63収容先医療機関、64問合せ日時、65医療機関受入要請回数、66転送医療機関、67特定行為実施日時、68指示要請事項、69指示医師、70救急隊報告、71特定行為の内容、72特定行為の実施結果、73病院前救護の有無、74病院前救護の処置者、75病院前救護の処置内容
---------	--

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	災害事案検索ファイル
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防部指令課
保有個人情報等管理責任者	消防局警防部指令課長
個人情報ファイルの利用目的	消防通信及び災害通信の処理状況の確認
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5親族、6続柄、7年齢、8職業、9職位、10傷害、11傷病歴、12健康状態、13電話番号、14メールアドレス、15通報日時、16発生場所、17通報内容
記録範囲	災害に係る通報者、被災者及び取扱者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	3, 920人
記録情報の収集方法	随時、本人又は本人以外から、直接もしくは申請書等により収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	119番通報時に消防車両等の出動要件に該当するか判断するために聴取を行っているため
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 消防局警防部指令課
	(所在地) 川崎区南町20-7
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 消防局警防部指令課(所在地) 〒210-8565 川崎区南町20-7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火対象物使用開始届等
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部予防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	火災予防に必要なとなる指導を行うため
記 録 項 目	1氏名、2住所、3職業、4職位、5電話番号、6防火対象物情報、7棟別概要情報、8各種図面
記 録 範 囲	火気設備等を設置しようとする者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	15, 000人
記録情報の収集方法	本人等からの申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部予防課(川崎区南町20-7)、臨港消防署(川崎区池上新町3-1-5)、川崎消防署(川崎区南町20-7)、幸消防署(幸区戸手2-12-1)、中原消防署(中原区新丸子東3-1175-1)、高津消防署(高津区二子5-14-5)、宮前消防署(宮前区宮前平2-20-4)、多摩消防署(多摩区枳形2-6-1)、麻生消防署(麻生区万福寺1-5-4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部予防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20-7
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火・防災管理
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部予防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	防火・防災管理者として必要とされる知識及び技能を有する者であるかの把握その他防火管理上必要な指導等を行うため
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4職業・職位、5資格、6電話番号
記録範囲	防火・防災管理講習の修了者、防火対象物の管理権原者及び防火・防災管理者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	10,000人
記録情報の収集方法	随時、申請書等により収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部予防課(川崎区南町20-7)、臨港消防署(川崎区池上新町3-1-5)、川崎消防署(川崎区南町20-7)、幸消防署(幸区戸手2-12-1)、中原消防署(中原区新丸子東3-1175-1)、高津消防署(高津区二子5-14-5)、宮前消防署(宮前区宮前平2-20-4)、多摩消防署(多摩区枳形2-6-1)、麻生消防署(麻生区万福寺1-5-4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部予防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20-7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火協会連合会等
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部予防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	火災のない社会を理想として、市民の防火思想の普及、火災予防対策の調査研究等を行う。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4職業、5電話番号、6メールアドレス
記録範囲	防火協会の会員、婦人消防隊委員会委員
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	2,000人
記録情報の収集方法	随時、申請書等により収集
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部予防課(川崎区南町20-7)、臨港消防署(川崎区池上新町3-1-5)、川崎消防署(川崎区南町20-7)、幸消防署(幸区戸手2-12-1)、中原消防署(中原区新丸子東3-1175-1)、高津消防署(高津区二子5-14-5)、宮前消防署(宮前区宮前平2-20-4)、多摩消防署(多摩区枳形2-6-1)、麻生消防署(麻生区万福寺1-5-4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部予防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20-7
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消防同意
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部予防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	建築許可等についての消防長又は消防署長の同意
記録項目	1氏名、2建物住所、3建物名称、4工事種別、5用途地域、6防火地域、7敷地面積、8建築面積、9延べ面積、10床面積、11用途、12建築物の高さ、13階数、14構造、15無窓階の判定、16建築確認、許可及び計画通知の受付日、17設置義務のある消防用設備等
記録範囲	建築確認申請書の申請者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	29, 600人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部予防課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部予防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消防用設備等
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部予防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	消防用設備等に係る指導記録、特例適用申請、着工届、工事計画届、設置届出書
記録項目	1氏名、2建物住所、3電話番号、4資格、5建物名称、6用途、7建物構造・規模、8消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類、9工事の種類別、10申請理由(特例適用申請に限る)、11防火対象物の概要、12図面
記録範囲	各種届出の設計者、施工者、設備士、設置者、届出者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	38, 300人
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報を必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部予防課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部予防課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	火災調査書等
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部予防課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部予防課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	火災の原因、損害等の調査の結果により火災予防等の消防行政に反映させるため
記 録 項 目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6本籍、7親族、8続柄、9婚姻、10学歴、11学業成績、12職業、13職位、14受賞歴、15障害等、16病歴、17健康状態、18資産内容、19団体加入、20暮らし向き、21公的扶助、22趣味、23し好、24火災調査書情報、25火災原因判定書情報、26書類目録情報、27延焼拡大の状況情報、28消防用設備等の状況情報、29火災状況見分調査情報、30実況見分調査情報、31質問調査情報、32火災調査事項照会書情報、33資料提出命令書情報、34資料提出書情報、35提出資料保管書情報、36還付資料受領書情報、37保管品目録情報、38鑑定処分承諾書情報、39試験結果書情報、40鑑定(試験)嘱託書情報、41鑑定(試験)書情報、42資料送付書情報、43損害明細書情報、44死者の調査書情報、45負傷者の調査書情報
記 録 範 囲	火元者等火災に関係のある者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	10, 300人
記録情報の収集方法	本人からの直接請求及び申請書の提出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報 が必要とする理由	火災被害者等に関する情報を収集することにより、火災原因調査に役立てるため
記録情報の経常的提供先	－
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名称及び所在地) 消防局予防部予防課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂 正 及 び 利 用 停 止 に 関 す る 他 の 法 令 の 規 定 に よ る 特 別 の 手 続 等	－
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☐ 有 ☐ 無) ☒ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防火対象物点検関係及び防災管理点検関係
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部査察課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物点検報告、防災管理点検報告及び同点検に係る特例認定の業務に必要なため
記録項目	1氏名、2住所、3職業、4職位、5資産内容、6電話番号、7印影、8資格番号、9報告年月日、10検査項目、11報告年月日、12点検項目
記録範囲	防火対象物の管理権原者及び点検資格者等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	5, 100人
記録情報の収集方法	本人(申請書等)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部査察課(川崎市南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部査察課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	立入検査簿等
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部査察課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	立入検査の実施に必要とするため
記録項目	1氏名、2住所、3親族、4続柄、5職業、6職位、7資産内容、8電話番号、9印影、10資格番号、11防火対象物違反内容一覧表、12違反処理等経過表
記録範囲	消防対象物の関係者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	45, 300人
記録情報の収集方法	本人(直接、申請書等)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	ー
記録情報の経常的提供先	ー
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部査察課(川崎区南町20-7)、臨港消防署(川崎区池上新町3-1-5)、川崎消防署(川崎区南町20-7)、幸消防署(幸区戸手2-12-1)、中原消防署(中原区新丸子東3-1175-1)、高津消防署(高津区二子5-14-5)、宮前消防署(宮前区宮前平2-20-4)、多摩消防署(多摩区枳形2-6-1)、麻生消防署(麻生区万福寺1-5-4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部査察課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20-7
行政機関等匿名加工情報の概要	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	違反是正指導関係書類等
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部査察課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	違反処理の指導等が必要とするため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6本籍、7親族、8続柄、9婚姻、10学歴、11職業、12職位、13資産内容、14暮らし向き、15公的扶助、16電話番号、17印影、18資格番号、19防火対象物違反内容一覧表、20違反処理等経過表
記録範囲	違反対象物の関係者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1, 400人
記録情報の収集方法	本人(直接)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	違反処理の名宛人及び違反事実を確定する際に、違反内容によっては要配慮個人情報を保有する場合があるため。
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受け受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部査察課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ■ 有 □ 無) □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部査察課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消防用設備等点検関係書類
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部査察課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部査察課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	消防用設備等の点検に関する業務に必要なため
記録項目	1氏名、2住所、3資産内容、4電話番号、5印影、6資格番号等、7報告年月日、8消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類、9点検資格、10報告期間、11点検期間、12点検資格、13点検内容
記録範囲	防火対象物の管理権原者及び消防設備士等
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	14, 200人
記録情報の収集方法	本人(直接、申請書等)
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	ー
記録情報の経常的提供先	ー
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部査察課(川崎区南町20ー7)、臨港消防署(川崎区池上新町3ー1ー5)、川崎消防署(川崎区南町20ー7)、幸消防署(幸区戸手2ー12ー1)、中原消防署(中原区新丸子東3ー1175ー1)、高津消防署(高津区二子5ー14ー5)、宮前消防署(宮前区宮前平2ー20ー4)、多摩消防署(多摩区枳形2ー6ー1)、麻生消防署(麻生区万福寺1ー5ー4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部査察課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20ー7
行政機関等匿名加工情報の概要	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	許可等各種申請・届出書類
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部保安課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部保安課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法により申請書及び届出書の様式が規定されているため。
記録項目	別紙参照
記録範囲	危険物、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス関係施設の所有者、管理者、占有者、取扱者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	48,600人
記録情報の収集方法	本人(申請書等)随時
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報の必要とする理由	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部保安課(川崎区南町20-7)、臨港消防署(川崎区池上新町3-1-5)、川崎消防署(川崎区南町20-7)、幸消防署(幸区戸手2-12-1)、中原消防署(中原区新丸子東3-1175-1)、高津消防署(高津区二子5-14-5)、宮前消防署(宮前区宮前平2-20-4)、多摩消防署(多摩区枳形2-6-1)、麻生消防署(麻生区万福寺1-5-4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部保安課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20-7
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

記録項目	1住所、2氏名、3事業所の名称、4届出の種類、5事務所所在地、6申請年月日、7受付番号、8許可年月日、9許可番号、10製造所等の別、11製造所又は取扱所の区分、12着工期日、13完成期日、14変更の理由、15着工予定日、16完成予定日、17工事の場所、18工事の内容、19火気使用器具、20火災予防所の措置、21危険物の類、品名及び最大数量、22使用再開日、23休止・再開の理由、24休止中又は再開に伴う保安管理、25変更年月日、26申請の理由、27地域別、28仮貯蔵又は仮取扱いの場所、29仮貯蔵又は仮取扱いに使用する部分の面積及び概要、30仮貯蔵又は仮取扱いの期間、31包装及び貯蔵又は取扱いの方法、32管理の状況、33消火設備、34仮貯蔵又は仮取扱いの理由、35欠格事項、36完成年月日、37検査番号、38検査の結果、39販売をする高圧ガスの種類、40変更内容、41製造開始年月日、42廃止年月日、43廃止の理由、44貯蔵又は保管場所、45高圧ガスの種類及び数量、46陸揚地及び陸揚年月日、47輸入検査合格証の検査番号、48検査年月日、49保安統括者の区分、50製造施設の区分、51製造保安責任者免状の種類、52選任年月日、53解任年月日、54解任の理由、55選任若しくは解任の状況、56販売主任者免状の種類、57特定高圧ガスの種類、58保安統括者代理者の区分、59休止期間、60休止理由、61製造施設完成検査の年月日、62保安検査証の検査番号、63認定完成検査実施者調査証交付年月日、64調査章番号、65認定に係る特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備、66認定の有効期間、67製造施設の検査の方法等、68自ら保安検査を行う特定施設、69運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及び連続運転期間、70変更許可年月日、71品名及び製造番号、72処理能力、73設計圧力、74指定設備認定書の交付番号、75製造所所在地、76代表者住所、77代表者氏名、78変更の内容、79変更の種類、80販売する火薬類の種類、81職業、82火薬庫所在地、83火薬庫の種類及び積数、84貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量、85設備の移動
------	---

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	危険物、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス事故関係
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部保安課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部保安課長、各消防署長
個人情報ファイルの利用目的	消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に規定されている処分又は改善指導業務を行うため。
記録項目	1氏名、2住所、3職業、4生年月日、5年齢、6完成年月日・番号、7原因、8今後の改善策、9事業所名称、10事故との関係、11事故の状況、12事故発生日時、13死傷者、14負傷者、15消火方法及び使用資機材、16製造所等の別、17設置許可年月日・番号、18損害、19貯蔵又は取扱所の区分、20発生時の作業の実態、21発生日時、22類・品名及び最大数量
記録範囲	危険物、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス関係施設の所有者、管理者、占有者、取扱者、行為者及び事故発生責任者並びに関係者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1,500人
記録情報の収集方法	本人(直接)随時
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称及び所在地) 消防局予防部保安課(川崎区南町20－7)、臨港消防署(川崎区池上新町3－1－5)、川崎消防署(川崎区南町20－7)、幸消防署(幸区戸手2－12－1)、中原消防署(中原区新丸子東3－1175－1)、高津消防署(高津区二子5－14－5)、宮前消防署(宮前区宮前平2－20－4)、多摩消防署(多摩区枳形2－6－1)、麻生消防署(麻生区万福寺1－5－4) ※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称)総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)消防局予防部保安課(所在地)〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定事業所事故関係
行政機関等の名称	川崎市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防部保安課
保有個人情報等管理責任者	消防局予防部保安課長
個人情報ファイルの利用目的	石油コンビナート等災害防止法に規定されている処分又は改善指導を行うため。
記録項目	1事故種別、2発生場所、3事業所名、4特別防災区域、5発生日時、6覚知日時、7発見日時、8鎮火日時、9処理完了、10消防覚知方法、11気象状況、12物質の区分、13施設の概要、14事故の概要、15死傷者、16負傷者、17活動状況、18対策本部等の設置状況
記録範囲	石油コンビナート地域内の特定事業所の所有者、管理者、占有者、行為者及び事故発生責任者並びに関係者
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数	1, 500人
記録情報の収集方法	本人(直接)随時
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、当該要配慮個人情報が必要とする理由	－
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 消防局予防部保安課
	(所在地) 川崎区南町20－7
	※請求書は、次の部署に提出することもできます(受理はせず、上記記載の部署に回送します。) (名称) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) (所在地) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (政令第21条第7項に該当するファイル: ☒ 有 ☐ 無) ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 消防局予防部保安課(所在地) 〒210-8565 川崎区南町20－7
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	